

「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」 (平成27年11月24日知的財産戦略本部決定) 関係部分抜粋

2. TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、知的財産分野において、以下の事項などについて、協定に特別の定めがある場合を除き、協定の発効とあわせて実施されるよう、早急に検討を行い、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 著作権関係

- ①著作物等の保護期間の延長(著作者の死後50年から死後70年とする等)
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(アクセスコントロール)に関する制度整備
- ④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- ⑤著作権等侵害により生じた損害を賠償するための法定の損害賠償又は追加的損害賠償に関する制度整備

著作権法の改正については、権利の保護と利用のバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないよう、その対象となる範囲を適切に限定するものとする。また、アクセスコントロールに関する制度整備については、権利者に不当な不利益を及ぼさないものが制度の対象外となるよう、適切な例外規定を定める。

3. TPPの活用促進による新たな市場開拓等

TPPを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す我が国の中堅・中小企業等の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産・標準の活用を促進するため、以下の措置を講ずるものとする。

(3) TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援

- ①海外における我が国企業の知的財産の適切な保護の支援等
－著作権等侵害防止のための海賊版対策事業(普及啓発事業、トレーニングセミナー等)を実施し、著作物等の正規流通を促進する。
- ②TPP域内の知財制度の整備及び運用能力向上への支援
－TPP域内において、我が国の知財が適切に保護されるよう、合意事項を含めた知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣等の審査協力や産業財産権及び著作権に関する研修などを実施する。

4. TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPを契機として、地域中小企業等の知財戦略の強化や、我が国知財システムの更なる活性化によりイノベーションの創出及びコンテンツの振興を促進し、産業活性化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

(3) TPP協定の締結を契機とした我が国知財システムの更なる活性化

①著作物等の利用円滑化

－著作物等の保護期間の延長を踏まえ、増大が予想される権利者不明の著作物等の利用の円滑化のため、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、権利情報の集約化等を通じたライセンスの環境整備等の方策を検討し、必要な措置を順次講じる。

－デジタル・ネットワークの発達に対応し、著作物の保護と利用のバランスに留意しつつ、著作権等について、アーカイブの促進、教育の情報化、障害者の情報アクセス確保等、社会的な諸課題への対応について検討をするとともに、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討を進める。